

製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、県内中小企業又は県内中小企業が過半数を占める団体等（以下、「県内中小企業等」という。）が開発及び製造する製品の需要又は販路開拓等を行うことを目的として、地域見本市、国際見本市その他の展示会（以下、「展示会等」という。）への出展に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。

(助成対象者)

第3条 この要領において助成対象となる者は、県内中小企業等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自社独自の強みを活かした製造品又はソフトウェア等の情報成果物（以下、「自社開発製品等」という。）の開発、生産その他の事業活動を遂行する拠点を熊本県内に有し、自社開発製品等の需要又は販路開拓等の事業に取り組む者

(2) その他自社開発製品を有する者であって財団が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の前年度に助成金の交付を受けた者は、助成対象者とししない。

3 第1項の規定にかかわらず、以下の者は助成対象とししない。

(1) 即売を目的として出展しようとする者

(2) 他の団体が小間料・装飾費その他費用を負担する展示会等に出展しようとする者

(助成対象展示会)

第4条 助成の対象となる展示会等は、助成金の交付を受けようとする年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）に開催される展示会等とする。

(助成対象経費等)

第5条 助成の対象となる経費は、別紙1のとおりとする。

(助成額)

第6条 助成額は、別紙1に定める限度額を上限として、助成対象経費から公租公課その他くまもと産業支援財団（以下、「財団」という。）が別に規定するものを除いた額に別紙1の助成率を乗じて得た額（ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(助成金の利用)

第7条 助成金の交付を受けることができる者は、1年度において、1対象者につき1回限りとし、他の助成金との併用は認めない。

(募集)

第8条 本助成金の募集は、年1回、適当な時期に行うものとする。

(申請)

第9条 助成を受けようとする者は、製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金申請書(別記様式第1号)に必要な事項を記入の上、別に定める申請期限内に財団に提出するものとする。

(決定)

第10条 財団は、前条に規定する申請書を受理したときは、事業所属部長、事業所属室長及び外部有識者2名で構成される審査会を開催のうえ、別紙2「製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金交付選考基準」に基づき、助成対象者を決定するものとする。

(決定通知)

第11条 財団は、前条に基づき助成対象者を決定した場合は、速やかに製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金交付決定通知書(別記様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(内容の変更)

第12条 前条の通知を受けた者(以下、「出展企業」という。)がその事業内容について変更しようとするときは、遅滞なく製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金変更申請書(別記様式第3号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 助成目的に変更をもたらすものでないこと。ただし、第9条に規定する申請書に記載された展示会から他の展示会へ変更することは認めない。

(2) 助成目的に関係がない事業内容の細部の変更であること。

(決定後の取消・変更)

第13条 財団は、前条の規定する変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、第10条に基づき行った交付決定を取り消し、又は変更し、製造品・情報成果物販路拡大支援事業取消・変更決定通知書(別記様式第4号)を出展企業に通知するものとする。

(遂行状況・実績報告)

第14条 出展企業は、助成対象事業の完了後30日以内に、製造品・情報成果物販路拡大支援事業完了実績報告書(別記様式第5号)に必要な書類を添付して、財団に提出しなければならない。

2 財団は、出展企業に対し、必要に応じて事業遂行状況についても報告を求めることができる。

（助成金の確定）

第15条 財団は、出展企業から提出された実績報告書を基に助成金額を確定し、製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金交付確定通知書（別記様式第6号）を出展企業に通知するものとする。

（助成金の請求及び支払い）

第16条 出展企業は、前条の助成金交付確定通知書を受理したときは、財団に対し確定額を請求するものとする。

2 財団は、製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金請求書（別記様式第7号）を受理したときは、速やかに出展企業に助成金確定額を支払うものとする。

（知的財産権の保証）

第17条 財団は、出展製品の品質及び安全性等については一切保証せず、これに関連した出展企業の損害、又は第三者からの請求に関し一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月18日から施行し、令和6年4月1日から遡及適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から遡及適用する。

別 紙 1

1 助成対象経費

- ①小間料 ②装飾費 ③旅費（交通費、宿泊費、2名分まで）④出展物輸送費
⑤オンライン出展料 ⑥コンテンツ制作費

ただし、公租公課その他財団が別に規定するものについては、補助対象としない。

*⑤⑥はオンライン出展の場合に適用する。

2 助成率及び限度額

事業区分		助成率	限度額
見本市等への 出展事業	国 内	1 / 2 以内	1 5 万円
	国 外		2 5 万円

* 即売が主目的の事業を除く。

**製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金
交付選考基準**

「製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金交付要領」の助成対象者に該当する者のうち、具体的には次の事項を勘案して財団にて選考を行うものとする。

- (1) 当事業にて過去助成を受けたことが無い者を、過去助成を受けたことがある者よりも優先する。
- (2) 組織規模（資本金や従業員数等で判断）が小さい者を、組織規模が大きい者よりも優先する。
- (3) 熊本県知事よりリーディング育成企業として認定されている者を優先する。
- (4) 平成28年熊本地震により被災した者を優先する。
- (5) その他、以下の全てに該当する者に対して選考を実施する。
 - 1) 出展助成申請書受領後に選考の参考とするため、財団が申請者に対して実施するヒアリングを受けた者
 - 2) 出展後に財団が助成対象者に対して実施する調査に協力することを約する者
- (6) 前項に規定する「ヒアリング」における項目については、次に掲げるとおりとする。
 - 1) 出展目的の明確性
 - 2) 出展の目標の明確性、展示会選定の妥当性
 - 3) 展示・プレゼン内容の訴求性
 - 4) 市場性等
 - 5) その他、財団が必要と認める項目